

山口市働く婦人の家指定管理者募集要項

1 対象施設の概要

詳細については、別添「山口市働く婦人の家指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

(1) 名称

山口市働く婦人の家

(2) 所在地

山口市湯田温泉五丁目1番1号

(3) 施設の設置目的等

この施設は、働く婦人及び勤労者家庭の主婦（以下「働く婦人等」という。）の福祉増進を図ることを目的として、設置しています。また、この施設は、山口県婦人教育文化会館との合築施設であり、山口市働く婦人の家（以下「婦人の家」という。）は1階を共有、2階を専有とする。

2 指定管理者が行う業務の概要（詳細については、「仕様書」を参照）

- (1) 婦人の家の利用の許可、制限、取消し等に関する事。
- (2) 婦人の家の利用料金の徴収、減額・免除、還付等に関する事。
- (3) 婦人の家の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する事。
- (4) 婦人の家事業の運営に関する事。
- (5) その他市長が定める事。

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

4 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体である事。

- (1) 市内に事務所又は事業所等を有する事。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない事。
- (3) 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条の規定に該当しない事。
- (4) 山口市から指名停止措置を受けていない事。
- (5) 市民税、法人税等を滞納していない事。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていない事。
- (7) 労働者災害補償保険に加入している事。
- (8) 手形、銀行取引停止処分等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である団体でない事。
- (9) 賃金不払い等の事実があるなど、明らかに指定管理者として不適当であると認められる団体でない事。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でない事。
- (11) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けている又は登録を受ける予定の団体等である事。

5 募集日程

(1) 仕様書等の配付

- ① 配付日
令和7年8月4日（月）
- ② 配付場所
山口市商工振興部ふるさと産業振興課
- ③ 配布書類
 - ア 仕様書
 - イ 指定申請書（別記様式1）
 - ウ 事業計画書（別記様式2）
 - エ 自主事業計画総括表（別記様式3）
 - オ 自主事業計画書（別記様式3-1）
 - カ 施設の維持管理計画書（別記様式4）
 - キ 収支予算書（令和8～12年度）（別記様式5）
 - ク 勤務体制表（任意様式）
 - ケ 指定管理者の指定申請に係る誓約書並びに団体の代表者及び役員全員の名簿（別記様式6）
 - コ 応募に関する質問票（別記様式7）
 - サ 山口市働く婦人の家設置及び管理条例及び同条例施行規則
 - シ 山口市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同条例施行規則

(2) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和7年8月4日（月）～8月29日（金）
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）
- ② 受付方法 質問票（別記様式7）に記入の上、電子メールで提出してください。
【E-mail syoko-sk@city.yamaguchi.lg.jp】
- ③ 回答方法 受付終了後、メールにて回答する。

(3) 申請書の受付

- ① 受付期間 令和7年9月1日（月）～9月19日（金）まで
（最終日、午後5時15分までに必着のこと。）
- ② 提出場所 山口市商工振興部ふるさと産業振興課
〒753-8650 山口市亀山町2-1 電話 083-934-2809
- ③ 提出書類
 - ア 指定申請書（別記様式1）
 - イ 事業計画書（別記様式2）
 - ウ 自主事業計画総括表（別記様式3）
 - エ 自主事業計画書（別記様式3-1）
 - オ 施設の維持管理計画書（別記様式4）
 - カ 収支予算書（令和8～12年度）（別記様式5）
 - キ 勤務体制表（任意様式）
 - ク 指定管理者の指定申請に係る誓約書及び役員名簿（別記様式6）
 - ケ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
 - コ 法人の登記事項証明書
 - サ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書及び財務状況を明らかにする書類
 - シ 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - ス 市が交付する滞納のないことの証明

セ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）

ソ その他市長が必要と認める書類

④ 提出部数等

正本1部及び副本(正本のコピー)5部提出してください。

※ 各部とも上記③の順に整えて並べてください。

※ 原則A4縦型とし、ファイルに綴じて提出ください。

※ 提出書類は、両面印刷可とする。

⑤ その他

必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。電子メール、FAXでの提出は認めません。郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。

(4) 申請にあたっての留意事項

① 申請書提出にあたっての質問は、質問票にて提出すること。

② 本市が提供する資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は、内容を提示することを禁止する。

③ 提出書類の内容の変更及び差替えは、軽微な誤りの修正を除き、これを認めない。

④ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、申請を無効とする。

⑤ 提出書類は、いかなる理由があっても返却しない。また、提出書類は、本事業候補者選定の実施に関する報告等のため必要な場合と次の⑥に該当する場合を除き、申請者の許可を得なければ公表しないものとする。

⑥ 提出書類は、山口市情報公開条例（平成17年山口市条例第11号）に基づく情報公開請求の対象となる。

⑦ 指定管理者の決定までの間、申請書類の著作権は申請者に帰属する。

⑧ ただし、市は、本事業候補者選定実施に関する報告等必要な場合には申請書類の内容を無償で利用できるものとする。

⑨ 指定管理者の決定後、選定された申請書類の著作権は市に帰属し、選定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属するものとする。

6 審査及び選定に関する事項

市が設置する商工振興部指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、指定管理者候補者を選定します。

(1) 選定方法

選定委員会において、次の選考事項に沿って効果的に施設の設置目的を達成できる団体であるかを総合的に判断し、指定管理者の候補者として選定する。なお、選定基準の得点の合計点の6割が選定基準となる。

なお、本業務は指定管理料予定額を事前に公表していないため、指定管理料予定額を超過した提案があった場合には、市と協議を行い、提案内容の変更を求めることがある。

ヒアリングは、令和7年10月上旬に実施します。詳しい日程は、後日連絡します。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方におかれましては、事業計画内容等の説明をお願いします。

(2) 選考事項

審査項目	審査内容
1 利用者の公平性、平等性の確保(10点)	
① 公の施設を運営するにあたっての基本的な考え方	・公の施設の管理・運営にふさわしい管理運営方針及び理念を持っているか。

② 利用者の公平・平等な利用を確保するための方策	・施設利用者に対する平等性を図れる方策が具体的に提案されているか。
2 施設の効用の最大限の発揮(35点)	
① 施設管理の運営方針	・施設管理にあたり、運営方針が適正かつ明確にとられているか。 ・実現可能な運営方針が提案されているか。
② 利用者ニーズの把握のための方策	・事業実施（受託事業等を含む）にあたり、利用者ニーズの把握に努める意欲があり、具体的手法が提案されているか。 ・その対応方法が具体的に提案されているか。
③ 利用促進に向けた方策	・事業実施（受託事業等を含む）にあたり、利用者増加を図るための具体的手法は適切か。 ・利用促進のための方策
④ サービス向上のための方策	・事業実施（受託事業等を含む）にあたり、サービス向上のための具体的手法が提案されているか。 ・その対応方法が具体的に提案されているか。
⑤ 自主事業計画の妥当性	・施設の設置目的に沿った自主事業を提案しているか。また、適正かつ実現可能な提案であるか。
⑥ 苦情対応のための方策	・苦情等トラブルに的確かつ柔軟に対応できる体制がとられているか。 ・その対応方法が具体的に提案されており、実現可能であるか。
3 管理運営経費の縮減(20点)	
① 施設維持管理のための方策	・施設管理、備品管理等、施設の維持管理のための具体的手法は適切か。
② 効率的・経済的な施設管理（収支予算書の妥当性）	・効率的な管理運営のために創意工夫がみられるか。 ・収支計画は適正に見積もられているか。また、その収支計画は実現可能か。
③ 指定管理料の縮減	・指定管理料の提案額と予定額の比較
4 管理を安定して行う人的、財政的基盤(10点)	
① 適切に行える職員体制	・業務遂行に適した職員の配置がされており、業務を円滑に遂行できる職務分担が提案されているか。 ・適切な勤務ローテーションが提案されているか。
② 職員の指導育成・研修体制	・より良いサービス提供のために、職員の資質向上の取組が計画されているか。
5 利用者の安全・安心確保(10点)	
① 危機管理・安全管理体制	・防犯、防災等の予防活動に関する考え方や体制整備がされているか。 ・防犯、防災、災害発生時等の危機管理のあり方を理解しており、具体的な対応策があるか。
② 個人情報の取扱いの方針及び具体的手法	・個人情報の保護について十分な配慮があり必要な措置を講ずる提案とされているか。
6 市の施策への貢献度(15点)	
① 地域団体等との連携	・地域活性化への熱意が感じられる団体であるか。 ・地域団体等との連携・協働を行っているか。

② 市の施策をふまえた事業活動の提案及び実績	・市の施策を踏まえた具体的提案及び実績があるか。
------------------------	--------------------------

(3) 選定結果

選定委員会による指定管理者候補者の選定結果は、市のホームページで発表します。

なお、指定管理者候補者となった団体については、団体名、代表者名、住所、団体概要を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、団体の名称を公表し、指定管理者候補者及びその他の団体について、選定結果の概要（採点結果）等を公表します。

7 申請に要する経費

申請に要する経費は全て申請者の負担とします。

8 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たり不相当と認められるもの

9 指定管理者の決定

指定管理者の決定は、令和7年12月山口市議会の議決を経て決定（指定）されます。議会の議決終了後、文書により決定等の通知を行います。

10 情報公開

提出書類について、山口市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開します。ただし、個人情報のほか申請者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しません。特に、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報については、申請者の意見を聴いて公開の可否を判断します。

なお、上記に関わらず指定管理者候補者に選定された申請者が提出した事業計画書及び収支予算書については、原則として全て公開します。

また、毎年度、市に提出される事業報告書についても同様の扱いをします。

11 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) やむを得ない理由により、応募を辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。

問い合わせ先

山口市 商工振興部

ふるさと産業振興課 総務担当

電話 083-934-2809

E-mail syoko-sk@city.yamaguchi.lg.jp